

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編） 改定について

1. ガイドライン改定の目的

1999（平成 11）年度に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律において、特定鳥獣保護管理計画（以下、「特定計画」という。）の制度が設立され、2021（令和 3）年度ではクマ類が恒常的に生息する 34 都道府県のうち 22 道府県でクマ類の特定計画が作成されている。

環境省は、2000 年度に「クマ類特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル」、2010（平成 22）年度に「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」、2016 年度に「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編・平成 28 年度）」を作成し、都道府県による特定計画の作成を技術的に支援している。

一方で、近年、市街地等の人間活動域へのクマ類の出没、人身被害の発生、クマ類への錯誤捕獲の発生や捕獲数の急増などクマ類の保護・管理を進める上で対応が必要な課題が生じている。そこで、特定計画に基づく計画的な保護・管理の推進により、近年の課題に対応するため、ガイドラインの改定を行うこととした。ガイドラインの改定では、最新の事例を追加するとともに、主に 2 で示す事項に関する記載を充実させた。

2. ガイドラインの主な改定事項

（1）特定計画の評価に関する事項（第Ⅲ章：P30～37）

- 現状の整理を追加し、把握する現状とそのため収集する情報の考え方を示した。
- 特定鳥獣の保護・管理の目標の設定と評価に関して、目的・計画目標・施策の階層の考え方を示し、計画の評価を行うための指標とモニタリング手法の例を整理した。

（2）個体群管理（捕獲許可）に関する事項（第Ⅲ章：P38～39）

- 捕獲許可の考え方を示した。
- 錯誤捕獲の問題、錯誤捕獲の発生状況を把握する必要性、錯誤捕獲の発生を防止する方法の検討、錯誤捕獲が発生した場合の対応に関する考え方を示した。

（3）市街地出没に関する事項（第Ⅳ章：P59～63）

- クマ類の市街地出没に関して、出没の防止、出没に向けた事前準備、出没対応及び人身被害が発生した場合の対応に関する考え方を示した。

（4）個体群のモニタリングに関する事項（第Ⅳ章：P69～72）

- 個体数推定を行う際の調査設計、推定方法と解析方法、生息動向の把握に関する考え方を示した。